

## レンタカー等二次交通整備事業助成金 Q & A

(令和6年6月5日現在)

- Q 1. 駐車場を複数区画申請する場合、申請書は1区画につき1枚必要か。
- A 1. 1区画あたりの月極駐車料金がそれぞれ同額ならば、複数であっても1枚の申請書で可とする。その場合、添付書類についても1区画あたりの価格がわかるように余白等に記載すること。
- Q 2. 申請書を複数枚提出する場合、納税証明書は全て原本の添付が必要か。
- A 2. 福井県観光誘客課に原本とコピーを提出し、コピーに、原本と相違ない旨の証明を受けければ、コピーを添付しても差し支えない。  
なお、コピーへの証明を受けたい場合は、事前に福井県観光誘客課に電話連絡を行うこと。  
福井県観光誘客課 電話 0776-20-0380  
(担当：二次交通担当 橋本)
- Q 3. レンタカー店を移転した。新店舗は借り上げた駐車場に設置しているが、助成の対象となるか。
- A 3. 新幹線開業に向けレンタカー、カーシェアを増台させる事業の趣旨に則り、移転先店舗において旧店舗よりも台数が増えた場合は、増加分が助成の対象となる。
- Q 4. 助成対象期間の途中で契約が満了し更新する予定である。更新後も助成を申請したい場合、どうしたらよいか。
- A 4. 更新後に、更新後の賃借契約書、助成金交付申請書兼実績報告書、および請求書を協会に提出すること。
- Q 5. 来年度以降もレンタカー、カーシェア保管場所の助成を実施するのか。
- A 5. 未定である。
- Q 6. カーシェア導入費用助成について、令和6年度はないのか。
- A 6. 令和6年度はカーシェア導入費用助成を行わない。